

(四七七號、七頁、四〇、一二、二六日、長崎控訴)

第二章 登記所及び登記官吏

第三章 登記に関する帳簿

第四章 登記手續

第一節 通則

- 一 不動産登記法第三十二條の假登記假處分命令は非訟事件の裁判なるを以て非訟事件手續法第十八條に従ひ之を受くるものに告知するにあらざれば裁判たる效力を生ずるものにあらず(三五號、六頁、三四、四、二九日、東京地方)
- 二 登記上地料若くは期限等に付事實に相違する廉あるときは何時にても更正の申請を爲し得べきとは不動産登記法第六十四條に依り明かなれば事實に相違する廉あるが爲めに登記を抹消し既に得たる登記の順位迄も失却せしむるものにあらず(九五號、二五頁、三五、五、三〇日、大審)

三 保安林なる名稱を地目として爲したる登記の申請は却下すべきものとす(一〇三號、一五頁、三五、五、二七日、民刑局長回答)

四 和解調書中登記義務者の登記申請に関する意思表示の記載あるに於ては判決に因る登記の場合に準じ登記権利者のみにて登記を申請することを得(一〇六號、二四頁、三五、七、一日、民刑局長回答)

五 不動産登記法に依れば或る例外の場合を除くの外は其登記を取消すに付ても亦登記権利者及義務者双方の共同行爲を要し一方のみの行爲を以て之を抹消すること能はざるなり(一一八號、一二頁、三五、一〇、二一日、東京控訴)

六 登記官吏が誤つて抹消したる抵當權の登記は依然として效力を有し回復登記を爲さざるも當然第三者に對抗し得べきものとす(一二〇號、一九頁、三五年、大審)

七 競賣開始決定登記後所有權移轉の登記ありたる後裁判所より競落許可決定に基き競落人の所有權登記囑託ありたる場合には登記義務者の表示が登記簿と符合せざる場合に於ても該囑託は受理すべきものとす(三六、一二、四日、民刑局長回答)

八 保證人が代位辨済に依り將來取得すべき擔保權の請求權を保全する爲めの登記は附記の假

登記なり(二七四號、一七頁、三八、三、二九日、東京控訴)

九 登記せられたる建物の坪数と實際の坪数とに差異あるも其登記に差異あるの故を以て其登記は其家屋を表示せずと云ふことを得ず(二八八號、一一頁、三八、六、七日、大審)

一〇 登記申請人が法定の登記税額を納付せざるときは其の申請を却下せざるべからざるも登記官吏は一應其納付額の不足なることを申請人に注意したるも尙其即日(補貼せず又は取下をも爲さざる場合に初めて之が申請を却下すべきものとす(三二三號、六頁、三八、一一、一日、宮城控訴)

一一 登記事項に錯誤又は遺漏ありて登記が實物と符合せざる場合に於て當事者が未だ登記の更正を爲さざる以前と雖も其登記としての效力を有するものにして其後同一物に付權利を取得したる第三者は其登記の不完全なることを理由として登記せられたる物權の得喪變更を否認することを得ざるものとす(三二八號、一六頁、三八、一一、一日、大審)

一二 登記は原則として登記權利者及登記義務者の共同したる申請若くは之に代るべき裁判所の判決に基き爲すべきものとす(四三八號、一〇頁、四〇、六、二〇日、宇都宮地方)

一三 假處分を以て賣買讓渡其他一切の處分行爲を禁止し且つ已に其登記を爲しある不動産に

對しては假令當事者外の債權者(第三者)より民事訴訟法による強制競賣又は競賣法による競賣の申立あるも當該裁判所は之を受理するを得ず但假處分の登記前に登記せられたる抵當權者質權者先取特權者等に於て其權利の實行を爲す場合は此限にあらす(三四五號、二二頁、神戸地方)

一四 債權者が債權轉付命令に因り債務者(抵當權者)より得たる抵當附債權に付き登記簿上抵當權者(債務者)の名義を更改せんとするときは該債權轉付命令のみを以て自己(債權者)單獨に抵當權轉轉の登記を申請することを得(三四五號、二二頁、神戸地方)

一五 社寺又は會社が合併したる場合に消滅したる社寺又は會社の物件を合併したる社寺會社(町村も同じ)の所有に歸せしむるの登記は所有權轉轉として取扱ふべきものとす又双方の代表者が同一なる場合に於ては不動産登記法第二十七條に準據して一人にて登記申請を爲すことを得(四〇、三、四日、民刑局長回答)

一六 不動産假登記の手續は不動産登記法第三十二條第三十三條に規定せるを以て假登記權利者及び義務者の并び存する場合と假登記權利者のみ存する場合とを論ぜず第三十三條の假登記義務者の承諾書を添付せる場合の外第三十二條の手續に従ふべきものとす(四四四號、九

頁、四〇、七、三日、長崎控訴)

第二節 所有權に關する登記手續

- 一 共有の性質を有する入會權には所有權の規定を準用し共有の性質を有せざる入會權には地役權の規定を準用するを以て入會權は共有の性質を有すると否とに依り之れを區別し所有權若しくは地上權に準して之が登記を爲すべきものとす(二九號、一〇頁、宇都宮地方)
- 二 民法第二百九十四條の規定は共有の性質を有する入會權と地役とは其性質相類似するものあるに因るに過ぎざれば本條規定を以て直に地役と入會權とを同一視することを得ず故に地役の規定以外に涉り不動産登記法に於ける地役に關する規定をも入會權に準用するを得ざるものとす(三七號、九頁、三四、五、八日、東京控訴)
- 三 不動産登記法は入會權の登記に關し何等の規定を設けざるが故に入會權は民法第七十七條の適用を受くべきものと云ふを得ず(三七號、九頁、三四、五、八日、東京控訴)
- 四 全部の所有權の登記あるものに對し其六分の一の共有權を登記すべしとの判決は登記法上不能を命じたるものにあらず(七二號、九頁、三四、一二、二五日、東京控訴)

五 數會社が合併して一會社となれる場合に於て其合併に因りて設立せる會社が合併に因りて解散せる會社より承繼せし土地に關し所有名義を改めんとする時は不動産登記法第二十八條の規定により登記名義人表示變更の登記を申請し得べきものにあらずして所有權移轉登記を申請すべきものとす(四三九號、一七頁、四〇、六、一八日、東京控訴)

第三節 所有權以外の權利に關する登記手續

- 一 共有の性質を有する入會權には共有權の規定を準用し共有の性質を有せざる入會權には地役權の規定を準用するを以て入會權は共有の性質を有すると否とにより之れを區別し所有權若しくは地上權に準じて之れが登記を爲すべきものとす(二九號、一〇頁、宇都宮地方)
- 二 不動産登記法は入會權の登記に關し何等の規定を設けざるが故に入會權は民法第七十七條の適用を受くべきものと謂ふを得ず(三七號、九頁、三四、五、八日、東京控訴)
- 三 民法第二百九十四條の規定は共有の性質を有する入會權と地役權とは其性質相類似するものあるに因るに過ぎざれば本條の規定を以て直ちに地役と入會權とを同一視することを得ず故に地役の規定以外に涉り不動産登記法に於ける地役に關する規定をも入會權に準用するを

得ざるものとす(三七號、九頁、三四、五、八日、東京控訴)

四 凡そ權利設定の登記を爲すには登記當事者間に權利の設定ありたる事を要す故に現所有者の前所有者と或者との間に設定せられたる地上權を現時の所有者に對し地上權の保存登記を爲すは格別其設定登記を爲すべきものにあらず(四三號、一二頁、三四、六、一七日、東京地方)

五 一筆の土地の一部に付き抵當權を設定したるは即ち無形に抵當權の目的たる範圍換言すれば一筆中抵當權の持分を定めたるものに外ならず而して此の如きは法理に牴觸せざるのみならず登記法上又禁ぜざる所なり(八〇號、八頁、三五、一、一七日、大阪控訴)

六 増抵當の登記は追加の新物件に付ては抵當權設定の登記を爲し既登記の共同擔保物件に對しては權利變更の登記を爲すべきものとす(一〇二號、一一頁、三五、六、五日、民刑局長回答)

七 地役權の登記を爲したるときは要役地たる不動産に未登記の分と既登記の分とあるときは既登記の分のみに付登記法第一百四條の登記を爲し未登記の要役地に付ては登記を爲すことを得ざるものとす(一〇三號、一五頁、三五、五、六日、民刑局長回答)

八 抵當權設定登記の申請に付ては不動産登記法第十六條の如き明文なきも當事者が申請書

に違約金又は賠償額に關する事項を記載し登記を申請したるときは登記官吏は登記を爲すべきものとす(一〇六號、二五頁、三五、七、二九日、民刑局長回答)

第四節 抹消に關する登記手續

一 適法に爲されたる登記を抹消するには抹消其ものも亦不動産登記法に定めたる正常の手續に依りて之を爲さざるべからず(九四號、六頁、三五、六、二一日、東京控訴)

二 抵當權設定登記抹消の義務者は抵當權者なれば競落人が抵當權者を對手としたる訴は適法なり又抵當權設定者は登記義務者にあらず(一八五號、二〇頁、三七年、安濃津地方)

三 登記官吏が一旦有効に抵當權の登記を爲したる後誤つて之を抹消し後日其抹消は錯誤に出でたることを發見し其抹消登記を取消したる時は其取消の效力は既往に溯り抵當權の登記は初めより繼續して存在すべきものなり(三一八號、一七頁、三八年、大審)

四 登記官吏が誤つて抵當權の登記を抹消するも正當の手續に依らざるを以て抹消は其效なく抵當權は依然として有効にして朱抹の爲めに其抵當權を第三者に對抗する妨げと爲らず(一〇三號、一八頁、三五年、東京控訴)

五 不動産に關する物件得喪及び變更は其登記をなすに非ざれば第三者に對抗することを得ざるものなれば登記は第三者に對する唯一の公示方法にして其効力は登記簿に登記するに依り初めて發生し而して其登記を爲し又は登記せざりし事由が登記官吏の過失に依ると否とに依り其効力に影響するものにあらず(三一八號、一七頁、三八年、名古屋地方)

六 不動産登記法第三條に基きて爲したる豫告登記の抹消を登記所に囑託するは同條第四百四五條に規定したる場合に限り之を爲すべきものにして本案訴訟に於て其訴を提起したる者の勝訴に歸したる場合には豫告登記抹消の囑託を爲すべき規定存せざるを以て其申請は不當なりとす(三二〇號、九頁、三八、一一、三〇日、東京地方)

第五章 抗告

一 不動産登記法第五十條の登記變更の處分を不當とし抗告を爲し得る規定は其處分に對し同法中之が救済に關する規定なき場合にのみ適用すべきものなるが故に苟くも同法中其規定あるものは當然之に準據せざるべからず而して右第五十條により抗告を爲すことを得ず(二四六號、六頁、三七、一〇月、大阪控訴)

編者曰く本件は登記官吏の錯誤による登記の更正を求むるに付き不動産登記法第六十三條第六十四條の規定により登記の更正を求めずして登記官吏の處分を不當とし抗告を爲したる案件なり

附則

一 公證を経たる證書面の權利とは民法上登記により第三者に對抗することを得る權利を指すものにして債權の如きは公證の效力を失ふものにあらず(三八號、一四頁、三四、五、四日、東京控訴)

衆議院議員選舉法

- 一 衆議院議員被選舉無資格者が選舉當日前に法定の國税を納付するに至るも選舉人名簿調製期日の後なるときは被選資格なきものとす（七八號、二六頁、三五、一、二二日、大審）
- 二 衆議院議員選舉法第八條第二に所謂住所なるものは各人が其權利義務の關係に於て常に現在せりと看做さるゝ場所を云ふものとす（九二號、一七頁、長野地方松本支部）
- 三 衆議院議員選舉法第百二條の規定は體刑に處せられたるもののみならずして罰金刑に處せられたる時と雖も其判決の確定後直ちに選舉權及被選舉權の行使を停止せらるるものとす（九八號、一七頁、古賀檢事説）
- 四 衆議院議員選舉法第百二條に所謂「選舉に關する犯罪により刑に處せられたるもの云々」とある刑とは即ち體刑のみを謂ふものにして罰金に處せられたるものを包含するものにあらず故に罰金に處せられたるものは選舉權及被選舉權の行使を停止せらるるものに非らず（九七號、二三頁、九八號、一七頁、川淵檢事説）（一〇〇號、二三頁、清浦子爵説）
- 五 選舉人より選舉長を被告とし選舉無效の判決を求むる訴訟は當選せし衆議院議員に權利上

利害の關係を有するを以て衆議院議員選舉法第百八條民事訴訟法第五十三條に依り從參加を爲し得るものとす（一一六號、一二頁、三五、一〇、二〇日、大阪控訴）（一一六號、一九頁、三五年、大審）

六 開票管理者が無効と決定せし投票を有効と主張する選舉人は選舉訴訟を提起し得べきこと勿論なり（一一六號、一二頁、三五、一〇、二〇日、大阪控訴）

七 選舉法第八十七條に「云々選舉人又は選舉運動者に供與し又は供與せんことを申込みたる者」とあるは議員候補者のみに限らず何人と雖も不正の行爲を行ひたるものは之を罰するの法意なりとす（一一六號、一九頁、三五、一二、六日、大審）

八 衆議院議員選舉當選者の資格を失ふは選舉訴訟若くは當選訴訟の判決其他選舉に關する處罰の結果當選の無効に歸したるときに在るものなるを以て選舉訴訟の提起ありたればとて之が爲め直ちに其資格に屬する權利を失ふものにあらず（一一六號、二五頁、三五、一一、四日、大審）

九 衆議院議員選舉法第八十七條第一項第二號には選舉に關し酒食遊覽等其方法及名義の何たるを問はず人を變應接待し又は變應接待を受けし者とあるを以て苟も選舉に關し酒食等の變

應を爲したる事實あるに於ては即ち同條に該當するものにして其饗應が果して運動者に特別の感意を起さしむるに足り得べきや否やは敢て問ふ處にあらず(一一七號、一九頁、三五年、大審)

一〇 選舉に關する犯罪として刑に處せられたる者は其處刑の禁錮たるを罰金たるに論無く衆議院議員選舉法第百二條に依り其犯人が現に選舉權若しくは被選舉權を有すると否とに拘はらず一定の期間内選舉人被選舉人たることを禁ずるものとす(一五八號、一二頁、三六、七月、大審)

一一 衆議院議員選舉法第十三條第二項に所謂請負とは民法上の請負と同一にあらず(二六六號、一九頁、三八、二、一七日、行政)

府縣制

一 參事會の議長たる知事は府縣制第七十三條第三項の規定に依り可否同數なる場合に於て表決權を有するに止まり議長席を離れて自己の意見を吐露するは禁ずる所にあざるも其意見を採て直ちに之を可否の數に加ふるは其當を得ざるものとす(三八號、二二頁、三四、五、二八日、行政)

二 舊府縣制第十五條は土地家屋若しくは戸數に對する納稅義務者を定めたるものにして一般に府縣稅の義務者を限定したるものにあらず(六九號、二五頁、三四、一一、一日、行政)

三 府縣會議員にして詐欺取財罪被告事件にて輕罪公判に付せられたるものは其職を失ふものとす又府縣會議員にして府縣制第三十七條に依り被選舉權を有せざるものとは初めより被選舉權を有せざると中途にして之を失ひたるを區別せず(六九號、二六頁、三四、一一、二〇日、行政)

四 府縣制第四十一條第一項に所謂豫算を定むるとあるは豫算案に付き豫算を議定するの謂に過ぎずして豫算改造の請求の如きは之を包含するものにあらず(一〇一號、二六頁、三四、

- 五、七日、行政)
- 五 単に豫算案の形式を論争する請求の如きは府縣制第四十四條に所謂公益に關するものと認むるを得ず(一〇一號、二六頁、三四、五、七日、行政)
- 六 縣會議員にして輕罪公判に付せられたる以上は當然其職を失ふものとす(一〇二號、二六頁、三五、四、三〇日、行政)
- 七 選舉人の氏名を詐稱し選舉會場に入りたるものあるも投票を爲したるにあらざるときは選舉の結果に影響すること無し(一〇三號、二六頁、三五、四、一六日、行政)

郡制

- 一 郡制第十六條には被選舉人の氏又は名のみを記載したる投票を無効と爲す旨の規定無ければ單に名のみを記載したる投票と雖も其の何人たるを確認し得る以上は之を無効とするを得ず(二六二號、一二頁、三七、一二、五日、行政)
- 二 郡長が郡會の決議を取消すに當り其取消の理由を示したる以上は縱令其理由は正當にあらずとするも其取消の手續を爲したるものにあらざれば之を理由として該取消處分を無効とす

るを得ず(一〇一號、二五頁、三五、五、五日、行政)

市制

- 一 會社本店の所在地の市が會社たる法人に對し市税を賦課するに當り本店の營業より生ずる收入以外に他の地に於て營業する支店の所得を算入賦課するは不當なり(一一七號、二〇頁、行政)

町村制

- 一 町村内の大字が特別の財産を有する場合には其大字を以て法人と看做すべきものとす(二八號、七頁、三四、三、七日、東京控訴)
- 二 區會の決議無きに拘はらず町村長が其代表者として訴を提起したるは代表の資格に欠缺あるものなるも其後區會の決議を爲し以前の訴訟行爲を追認したるときは該欠缺は補正せられたるものとす(二八號、七頁、三四、三、七日、東京控訴)
- 三 村長は町村制第六十八條に依り區有財産に關し外部に對する代表者なりと云はざる可から

郡制 市制 町村制

七五九

ずと雖も該條は村長に區の代表資格を附與したるに止まり訴訟行爲を爲すの資格を附與したるものにあらずれば村長が區を代表して訴訟行爲を爲さんとするには同制第百十四條に基き區會を設置し同制第三十三條を適用し區會の決議に依り特別の授權無かる可からず(三五號、七頁、三四、四、一八日、東京控訴)

四 町村制第百二十二條第二項の規定は同條第一項の處分即ち郡長に於て支出額を豫算表に加へ又は臨時支出せしめたる處分に對し其處分を受けたる町村又は組合に訴權を與へたるものと解するを正常なりとす(四一號、一二頁、行政)

五 町村會議員は町村制第七十五條に所謂名譽職員中に包含せず又他に議員に實費を給與すべき規定無きを以て該實費を町村の必要なる支出として議決するが如きは法律の許さざる所なり(四二號、二〇頁、行政)

六 町村又は町村の一部が所有する不動産の賣却讓與實入書入を爲す場合に於ては郡參事會の許可を要するは勿論なるも地上權永小作權地役權の設定及び交換、長期の賃貸を爲す場合には之を要せざる者とす(五六號、二六頁、三四、八、五日、民刑局長回答)

七 町村制未執行地の役場吏員は官廳より任命せられたるものにして公吏にあらず(五八號、

二六頁、三四、一〇、一日、大審判)

八 町村制は區會又は區總會を設けると否とを區の隨意に任せたるものにあらずして一定の場合には必ず之を設くることを命じたるものとす(七四號、二五頁、三四、一一、二〇日、大審)

九 豫定の選舉時間を繰下ぐるも止むを得ざる事故に出でたるときは違法なりと云ふを得ず(九八號、二六頁、三五、二、一八日、行政)

一〇 村會が町村制第八條に依り公民權停止村稅増課を議決したるに自ら其議決を取消し後更に取消の議決を取消して之を復活せしめたるを不當とする事件に關し行政訴訟を許すの法令無し(九八號、二六頁、三五、二、一四日、行政)

一一 町村會は人格を有するものにあらず従て法に特別の規定無き限りは出訴することを得ず町村會は町村制第七十八條の所謂關係者にあらず(九八號、二七頁、三五、三、五日、行政)

一二 選舉人が其投票を選舉掛長に差出さずして自ら投函したるは町村制第二十二條に違背する行爲なるを以て其投票は無効なりとす(一〇〇號、二六頁、三五、二、一九日、行政)

一三 無効の投票を控除するも選舉の結果に異動を生ぜざる時は其選舉を無効とするに足らず(一〇〇號、二六頁、三五、二、一九日、行政)

- 一四 選挙無資格者が選挙人の代人として選挙権を行使するの目的を以て選挙会場に入りたるは町村制第二十一條の規定に違背するも之が爲め其選挙全體に影響を及ぼすべきものにあらずれば其選挙を取消すべきものにあらず(一〇〇號、二七頁、三五、二、一九日、行政)
- 一五 町村内の一區が其資格に於て特別に所有する財産則ち區有財産の處分は其表意機關たる町村會の決議に因り町村長に於て之を執行せざるべからず從て區總代が區の爲めに爲したる賣買は無効なり(一一七號、一二頁、三五、一一、二〇日、東京控訴)
- 一六 町村の收入を受領する權限は收入役に専屬するものにして町村長には其權限無きを以て消費貸借の目的たる金錢を町村長が受領するも消費貸借は成立せざるものとす(三九、九、四日、大審)
- 一七 町村内の部落が財産を所有するとき區會の設けあると否とを問はず町村長は常に町村の行政に關する規則に依り町村所有の財産を管理するが如く部落所有の財産を管理するの職責を有す而して部落所有の財産の處分のことに至りては區會の設けあるときは區會に於て之を議決すべく若し區會の設け無きときは町村會をして右財産の處分のことを議決せしむべきものとす(二五三號、一六頁、三七、一一、二五日、大審)(二五八號、一一頁、三八、一、一六日、大審)

- 審)
- 一八 町村内の區は私法上に於ける權利義務の主體として法人を認めたるも町村内に於て更に小なる獨立組織を有する公共團體たる公法上の法人としては認むべからざるものとす(二八七號、一一頁、三八、五、一九日、大審)

國稅徵收法

- 一 町村の書記が町村長指揮の下に滞納處分を爲すは不法にあらず滞納處分を爲すものは其財産の差押を爲すに際し滞納處分費及税金に充つる爲めに金額を見積り差押を爲すの責任あるを以て差押財産の過多なるを理由として非難することを得ず(五五號、二五頁、三四、四、二二日、行政)
- 二 國稅徵收法第三十二條の財産脱漏罪を構成するには其所爲は必ずしも滞納者と爲りたる後に在るを要せず苟も納稅の義務を有するものたる以上は滞納者と爲らざる以前と雖も右犯罪の成立に妨げなし(九一號、二六頁、三五、五、三〇日、大審刑)
- 三 國稅徵收法に所謂處分の執行とは處分其のものに外ならざれば執行の當否を争ふは即ち處

分の當否を争ふものなるが故に斯る事件は司法裁判所の管轄に屬せず（九六號、六頁、三五、六、一七日、大阪控訴）

四 收税官が租税滞納處分を爲すに方り偶々第三者の所有物を差押ふることあるも其行爲にして行政處分たるを失はざる以上は之が解除を請求するは民事事件に非ずして行政事件なりとす（八二號、七頁、三五、三、二〇日、大阪地方）

間接國稅犯則者處分法

一 稅務官吏は間接國稅犯則者處分法第五條に依り夜間家宅搜查又は物件差押を爲すことを得ざるも夜間臨檢處分を爲すは違法にあらず（二一號、一一頁、大審）

地租條例

一 土地の反別に付き村役場の帳簿と稅務署の帳簿と相帳觸するときは稅務署の帳簿を正確なりと認めざるを得ず（九八號、二七頁、三五、三、五日、行政）

二 社寺土地處分に關する法令に依れば寺領は一般に上地せしめ特に社寺にして直作し又は小

作せしめ或は年貢諸役百姓同様勤むる等私有の證あるものに限り所有するを許すとの趣旨なれば特に私有たるの證據無きものは上地を命ぜらる可きは當然なりとす（四〇號、一四頁、行政）

登録稅法

一 抵當權の移轉登記は附記に依り之を爲すべきものにして附記登記は不動産每一個に付き十錢但し一事件に付き三十錢以上を超過するときは三十錢の登録稅を納付すべきものとす登記法の所謂附記に依りて爲す登記とは即ち登録稅法の所謂附記登記と同意義の語辭なり（八一號、七頁、三五、三、一二日、大阪地方）

二 登録稅法第六條第十五號に所謂每一件とは變更原因の異なるに從て每一件として徵稅すべきものとす從て商法第五十一條各號の一項に對する變更は其の數の如何を問はず總て一件とするものと解釋すべきにあらず（八七號、八頁、三五、三、三一日、大阪控訴）

三 抵當權移轉の登記は附記に依り之を爲すは無論なりと雖も登録稅法第二條第二十一號に所謂附記登記の範圍外なるを以て同條第十三號の稅率に依り登録稅を納付すべきものにして第

- 二十一號の税率に依るべきものにあらす(九六號、五頁、三五、六、三〇日、大阪地方)
- 四 主たる債權と共に抵當權を讓渡したる場合の登録税は登録税法第二條第二十一號に依る附記登記の登録税に依るべきものとす(一〇六號、一三頁、梅博士大阪地方判決批評)
- 五 負擔附贈與に因る所有權移轉登記の登録税は税法第二條第一項の第四號に依るべきものとす(一〇六號、二五頁、三五、七、一四日、民刑局長回答)
- 六 登録税法第二條に所謂不動産每一個とあるは建物に付ては附屬建物も獨立の建物と同じく一棟毎に一個として徵税するの先例なりしに今般建物及び其附屬建物は通じて之を一個の建物と看做し徵税すること、なれり(四七二號、二三頁、四〇、一二月、民刑局長通牒)

酒造税法

- 一 酒類を製造するには製造場一ヶ所毎に政府の免許を受く可きものなるを以て免許を受けたる製造場以外に於て酒類等を製造するは免許を受けず之を製造するものなり(四九號、二七頁、三四、六、二一日、大審)
- 二 酒類製造者に脱税又は逋税を謀るの所爲ありと認むるときは酒造税法第七條に依て其納期

- 如何に拘らず造石税の全部又は一部を徵收することを得而して之が徵收に付きては國稅徵收法第四條を適用すべきものとす(一〇五號、二六頁、三五、五、九日、行政)
- 三 酒類製造人の代理人又は家族の税法違反の行爲は犯罪を構成せざるにあらす只酒類製造人をして其責任を負はしむるに過ぎざれば之等の者を教唆して税法違反の行爲を爲さしめたるものは等しく教唆者たるを免れず(八八號、二五頁、三五、五、八日、大審)
 - 四 納稅義務を擔保する爲め設定したる抵當權に付取得登記の囑託事務を實行するものは所轄稅務署なることは酒造税法施行規則第二十三條の規定する所にして素より有效なりとす(九一號、七頁、三五、五、三〇日、東京控訴)
 - 五 免稅處分濟なる腐敗酒を原料とし更に清酒を製造するは免許を受けず清酒を製造したるものなり(四九號、二六頁、三四、六、一四日、大審)

所得税法

- 一 會社の賞與金並に交際費の如きは畢竟會社の利益金に就ての處分たるに外ならざれば所得税法第四條第一項第一號に所謂總損金の中に包含すべきものにあらす(一〇號、四頁、三三、

- 一一、一二日、行政)
- 二 所得税法第三條の所得金額は其申告調査又は決定當時の現況に依り之を算出すべきものなれば其全年度に於ける實際の收支と符合せざるも之を理由として其決定を取消すことを得ず(一〇四號、二五頁、三五、五、二三日、行政)
- 三 會社の機械建物消却金は現實事業年度内に於て費消したるものにあらずして會社が將來の用途を豫期し之れが爲め會社の利益金中より積立てたる金額に止まり即ち會社利益金に就ての處分たるに外ならざれば總損金中に包含すべきものにあらず(一一號、一〇頁、行政)

印紙税法

- 一 商法は物品の運送に關して荷送人が運送人の請求に依りて發行するものを名けて運送狀と云ひ特種の名稱を下したるも印紙税法に所謂送狀に相當するものとす(二六號、九頁、三四、三、九日、東京控訴)

民事訴訟用印紙法

- 一 民事訴訟用印紙法第五條の規定は控訴狀には常に第一審の訴狀に貼用したる印紙の半額を加貼すべきことを命じたるものにあらず故に控訴審の訴訟物自體が第一審の訴訟物より少なきときは其少き價格に應じたる印紙を貼用すべきものとす(三九號、一二頁、東京控訴)
- 二 民事訴訟用印紙法第十一條に所謂裁判所とは廣義に用ひたるものにして必ずしも各審級を指示したるものにあらず左れば第一審に於ける訴訟に貼用すべき印紙に不足あるも上級審に於て之を加貼するときは固より有效たるを失はず(九〇號、五頁、大阪控訴)
- 三 民事訴訟用印紙法第六條第六號の證據調の申立は同時に數箇の證據方法を包含すると否とを區別せざるを以て同一の申立に數箇の證據方法を包含するときと雖も五十錢の收入印紙を貼用すれば足る(九〇號、二六頁、三五、五、一七日、大審)

新聞紙條例

- 一 民主主義と云ひ階級制度を全廢すと云ひ或は財富の分配を公平にすると云ふが如き事項に關する記事を新聞紙に掲載したる所爲は新聞紙條例第三十三條の犯罪を構成するものとす(八五號、二七頁、三五、三、二四日、大審)

新聞紙條例 國有土地森林原野下戻法 鑛業法

- 二 新聞紙條例第八條に依り新聞雜誌の發行人が管轄官廳に保管金を納付したる場合に於て其保管金は何人の所有に屬するも之が返還を受くるものは納付人其者なりとす（九八號、六頁、三五、七、四日東京地方）

國有土地森林原野下戻法

- 一 從來山役と唱へ他村と入會の爲めに納付し來りたる税金は毛上の收益に關する税金に外ならざれば之を國有土地森林下戻法第二條第二號の正税と云ふを得ず（六九號、二五頁、三四、一、二六日、行政）

鑛業法

- 一 鑛業再賣買を解除し先きに締結せる鑛業賣買契約に依り特許證の名義書換を請求するには特約無き限りは双務契約解除の原則に従ひ其再賣買に付き受領したる代金を提供せざるべからず（七三號、二五頁、三四、一一、二一日、大審）
- 二 鑛業條例第廿條に鑛山試掘權の讓渡しを許したるに反し鑛業法に於て試掘權の讓渡を許す

の明文無きに因れば法律上試掘權の讓渡を許さざるものとす（二九號、六頁、三四、三、二四日、東京控訴）

- 三 鑛山試掘權は賣買讓與の目的と爲すことを得ず（一一五號、二二頁、三五、一〇、八日、大審聯合）

郵便法

- 一 郵便法第二條の罪と爲るには信書の送達を以て營業と爲したる事實あれば足るものにして送達賃金の消費の如きは本罪の成立に何等の關係無きを以て此等の事實は證明を要せず（八五號、二七頁、三五、三、二〇日、大審）

船員法

- 一 船員法第十九條は船長が人命船舶等の保護に必要な手段を盡し其他の事を爲したる後にあらざれば船舶を去ることを禁じたるものなり故に單に立去るの意思を以て立去るときは即ち同條に違背したるものにして船客を見捨つる意思の有無は之を問ふの要無し（八九號、二

郵便法 船員法 葉煙草專賣法 土地收用法

七頁、三五、五、五日、大審)

葉煙草專賣法

- 一 葉煙草專賣法第十九條に所謂煙草製造とは刻煙草及粉煙草を用ひ紙卷煙草を製造するをも包含するものとす(七一號、二六頁、三四、一一、二九日、大審)

土地收用法

- 一 收用審査會が起業者に於て係争地に立入り測量を爲したるや否やの如き手續上の事項に付事實を否決したればとて之を以て直に其裁判を取消すべき理由と爲すに足らず(九八號、二七頁、三五、三、五日、行政)
- 二 物件の移轉料に付き起業者より所有者に對し何等の協議を爲したること無きに不拘收用審査會が直に起業者の申立を採用して物件の收用を爲さしめたるは其當を得ざるものとす(九八號、二七頁、三五、三、五日、行政)
- 三 土地を收用せらるゝに付其補償として受くべき地價即ち損失額は收用地指定當時の地價に

據らず實際收用したる際に於ける地價を標準として之れを算定すべきものとす(一〇〇號、二〇頁、大審)

- 四 土地收用審査會が決定したる收用價格を不當とし更に増價補償を求むる訴訟は通常の裁判所の管轄に屬し行政裁判所に於て受理すべきものにあらず(一〇一號、二六頁、三五、四、二八日、行政)

商標法

- 一 舊條例に依て得たる商標專用權は商標法に從て專用の保護を受くるに止まり商標法の適用を受けざるものとす(八七號、二五頁、三五、四、二五日、大審)
- 二 商標法施行前より他に使用者ある商標と同一若くは類似のものは商標の登録を受くることを得ざるものとす(八八號、二六頁、三五、四、二一日、大審)
- 三 商標法第二條第五條は商標法施行以前商標條例の保護を享けざりし日本の領土たる臺灣の臣民の使用したる商標も亦之を包含する法意なりとす(九四號、二七頁、三五、六、六日、大審)
- 四 舊商標條例第二條及び商標法第二條第五條を適用するには或者が其商標の登録を受くる前

に於て一人にても他に之れと同一若くは類似のものを使用すれば足る(五〇號、二五頁、三四、六、一四日、大審)

質屋取締法

一 質屋取締法第十六條に質屋營業者に對する行政警察官の行動を示したるに止まり贓物の所有者等より其質取主に對する私權の廣狹を規定せしものに非ず(九七號、一九頁、東京控訴)

遺失物法

- 一 他人が置き忘れたる物件を拾得隠匿したるは遺失物拾得罪を構成するものとす(四八號、二六頁、三四、五、二二日、大審)
- 二 遺失物法第十二條に所謂誤て占有したる物件とは受領者の錯誤にあらずして交付者の錯誤に出で之を占有したる場合と雖も包含す(六五號、二五頁、三四、一一、二八日、大審)
- 三 授受者双方の違算に依りて物の引渡を受けたるに依り偶然其誤て自己の占有内に歸したるものを費消したる所爲は遺失物法に依りて處分すべきものにして刑法第三百九十五條の受寄

物費消罪を以て論すべきものにあらず(二六八號、一二頁、三八、三、九日、大審)

軍機保護法

- 一 明治三十二年法律第百四號軍機保護法第四條第一項の犯罪は其狀況の精粗及び其軍備の要機に關すると否とを問はず去れば苟も許可を得ずして右等の所爲ありたるときは同條の犯罪を構成するものとす(八八號、二六頁、三五、四、二四日、大審)
- 二 明治三十七年陸軍省令第一號の目的は廣く軍隊の進退其他軍機軍略に關する事項を新聞雜誌に記載すべからざる精神なるが故に事苟も軍隊の進退其他軍機軍略に關するものは一時の作戰計畫に屬し既に終りを告げ過去の事項に過ぎざるものと雖も豫め陸軍大臣の許可を得ずして之を新聞雜誌に掲載したるものは總て之を罰するの精神なりとす(二五七號、一一頁、三七、一二、二二日、大審)

移民保護法

一 移民保護法に所謂移民取扱人と稱するは移民を募集し又は其渡航を周旋するを以て營業と

軍機保護法

移民保護法

公證人規則

執達吏規則

七七五

爲すものを云ふ故に同法第二十五條を適用するには移民取扱人の行爲即ち募集又は渡航の周旋を營業としたる事實を必要とす(四九號、二五頁、三四、六、二二日、大審)

公證人規則

- 一 公證人規則第十四條の規定は民事訴訟法第五百六十二條第一項に依り自然改正せられたるものとす(一六號、五頁、三三、一一、一七日、東京控訴)
- 二 公正證書の執行力ある正本數通を求むるときは民事訴訟法第五百六十二條第二項末段に依り公證人の職務上の住所を有する地を管轄する區裁判所の裁判を受く可きこととなしたるを以て單に公正證書の正本數通を求むる手續の規定の如きは自然消滅に歸したるものとす(一六號、六頁、三三、一一、一七、東京控訴)
- 三 公正證書正本再度の付與は公證人規則第四十九條に依り地方裁判所に於て命すべきものとす(一七號、九頁、三三、一一、二二日、東京控訴)

執達吏規則

- 一 債務者占有の有體動産差押後第三者の申立に因り執行停止中なるに拘はらず債權者より差押解除の申出あるときは執達吏は其差押を解き物件は之を債務者に引渡すことを得るものとす(一〇三號、一四頁、三五、五、一日、民刑局長回答)
- 二 差押解除の場合に於て物件の還付を受くべき者所在不明又は遠隔の地に在るときは執達吏は本人代理人又は財産管理人に物件を交付することを得るに至るまで之を保管する外無かるべし(一〇三號、一五頁、三五、五、一日、民刑局長回答)
- 三 強制執行に依り差押へたる石炭より發火したるが爲め執達吏が直に現場へ出張したる場合には車馬賃宿泊料等の實費は執達吏手数料規則第十三條第八號により物の保存の費用として辨濟を受くことを得べしと雖も旅費手数料等は執達吏規則第十五條第二項の規定に依り之を受くことを得ざるものとす(一〇三號、一五頁、三五、五、二日、民刑局長回答)

利息制限法

- 一 重利なるものは利率に定限を定めたる利息制限法の禁止する所なり(六號、九頁、東京控訴)
- 二 延滞利息を元金となし將來之に制限以内の利息を付するの契約は適法にして有效なり之に

反し利息を元金に變更するの契約を爲す以前に遡りて利息を元金に差加へ之に利息を付するの契約に至りては元金に變更したる利息と新利息とを合算し尙ほ制限利率を超過せざる場合は固より有効なるも然らざる場合は無効なり（一二號、六頁、三三、一二月、大審）

三 金銭貸借に關し利子は制規の通りと爲したる場合に於ては其利率は明治十年布告利息制限法第二條の最高限に據るべき暗黙の意思表示ありたるものと爲すべきは普通の慣習なり（二九號、八頁、三四、三、一五日、東京地方）

四 利息制限法は金銭貸借の場合に限り適用あるべきものとす（六八號、二五頁、三四、一〇、二二日、大審）

五 利息とは元本の使用の對價として債務者が債權者に支拂ふべきもの、謂にして利息制限法中にも特別の義務を有せしめんとの法意顯はれざるを以て同法に所謂利息とは元本の使用の對價が金銭のみを指したるものにあらざるを推知するに足る（八六號、二五頁、三五、四、一二日、大審）

六 遲滞の利息を以て元金とし將來之に利息を付する契約は利息制限法の規定に違背せざる場合に於てのみ有効なるものとす（九〇號、二七頁、三五、五、一七日、大審）

七 利子制規の通りと證書に記載したるときは年五分の割合を意味するものにあらずして利息制限法の認許する最高等に於ける利息を支拂ふの意義なりと解釋せざるべからず（一三四號、一二頁、東京地方）

八 制限以外の利息を支拂ふべきを契約するも其合意たる固より不法にして之に基き有効なる債務關係の成立すべき者にあらざるを以て斯の如き無効なる債務を以て消費貸借の目的と爲すも法律上何等の效力を生ずるとなき者とす（二五九號、一一頁、三七、一二、二〇日、大審）

九 利息制限法第五條は民法施行以前に負擔したる債務にして其施行前既に遲滞の責を生じたる部分の賠償額を定むるに付てのみ適用すべきものにして民法施行以後に生じたる金銭を目的とする債務の不履行に由る損害賠償の請求に付ては若し約定の利率ありて其額が法定利率に超過せる場合に在りては民法第四百十九條第一項但書及び利息制限法により其制限を超過せる程度に於て損害賠償を量定せざるべからざるものとす（三五七號、一九頁、三九、四、二九日、大審）

一〇 利息制限法第二條に元金百圓以下は一ヶ年に付き百分の二十とあるは元金百圓未滿なるときは年利百分の二十の謂にして元金百圓に滿たざるときは百分の二十の利息を付すること

を得ざる法意なりとす(三五六號、一七頁、三九、四、二八日、大審)

- 一 當事者が協議上延滞せる制限外の利息を元金に組入るゝが如き契約と雖も利息制限法の規定に違背する時は其違背せる程度に於て無効たらざるを得ず(三六七號、一五頁、三九、五一九日、大審)

出訴期限規則

- 一 何時にても支拂を爲すべしとの契約は出訴期限法第四條に所謂期限の定めなき債權なりとす(七五號、一〇頁、三四、一二、二七日、東京控訴)
- 二 雇傭に基く給料を以て金錢債務の辨濟に充當したる場合に之を取戻すは給料の請求にあらざるを以て出訴期限法第三條第九號給料に關する法則を適用すべきものにあらす(八六號、一〇頁、三五、四、二三日、東京控訴)
- 三 出訴期限規則第三條第一號に期限を定めたる貸附米金とある期限とは民法に所謂期限は勿論將來に於て一定の事實の發生するときは其期限を以て履行期限と定めたる場合も亦包含す(四三九號、七頁、四〇、七、四日、長崎控訴)

- 四 民法上の消滅時効なるものは權利消滅の一方法として認めらるべきものにして消滅の推定法にあらざるを以て假令債務者に於て辨濟の事實を主張せざるも之を適用すべきものなれども之に反して出訴期限規則は一の證據規定にして辨濟の事實を證明するの責任を免れしむるものたるに外ならざるものなれば債務の成立を否認し辨濟の事實を主張せざる場合に於ては適用することを得ざるものとす(五三號、九頁、東京控訴)

新舊法比照

- 一 或犯罪が舊法の下に其端を發し新法の下に繼續する場合と雖も新法の下に犯罪行為ある以上は單一なる犯罪として現行法たる新法を適用せざるべからず(一一五號、二五頁、三五、一一、二七日、大審)

徴兵令

- 一 監視執行中のものと雖も現役兵入營期に於て監視の期限満了する者にありては兵役に入るに妨げ無きものなれば監視執行中の者は絶対に身體検査を受くるの義務を免るゝものにあら

す(一六號、九頁、東市控訴)

國際法

一 領海の區域は三裡なり(一一八號、一五頁、横濱地方)

狩獵法

一 狩獵法違反の場合の犯罪供川の銃器は狩獵法第二十一條に依り沒收することを得ず(一〇七號、二頁、伊藤辯護士說)

二 明治三十四年法律第三十三號狩獵法第二十一條末段に沒收の明文を掲げたるは刑法第四十三條第二の明文を注意の爲め再示したるに過ぎざるが故に罪體は素より他人の所有物件は沒收することを得ず(一一一號、二六頁、一年有半生說)

三 狩獵法第二十一條には犯罪の用に供したる器具は沒收すとありて何等の制限無きも狩獵の用に供せし銃器を沒收するには犯人の所有に係る場合に限り犯人以外の者の所有に係る場合には之を沒收することを得ざるものとす(三七五號、六頁、三九、三、五日、長崎控訴)

供託法

一 被供託者が供託者に對し供託を受諾したる時は其供託物は被供託者が之を受取るの權利を得而して被供託者が中央金庫より其供託物を受領せんとするには供託受領書を中央金庫に提出せざるべからず故に供託者は被供託者の受諾の通知ありたる時は直ちに被供託者に對し供託受領書を引渡す義務ある者とす(一一八號、一〇頁、三五、一二、二三日、東京地方)

漁業法

一 漁業權の如きは行政官廳の許可に依りて取得するを得べき一種の權利にして民法の時効若しくは先占等に依り取得すべきものにあらず(八三號、二六頁、三五、三、一七日、大審)

二 漁業組合町村總代なるものは町村内に居住する漁業組合全員を代表するの權限を有せざるものとす(九五號、七頁、三五、六、二一日、東京地方)

三 海苔採取の爲め海面を使用することを特許せられたるときは他人は之を妨害するを得ざるを以て特許より生ずる權利は一種の私權たるを失はざるものとす從て之に關する訴訟は司法

裁判所の管轄に屬すること明かなり(九五號、八頁、三五、六、一〇、東京控訴)

四 北海道廳令の定むる方式に適合せざる漁業願は支廳長に於て之を却下するも其處分は違法にあらず(一〇〇號、二七頁、三五、二、一七日、行政)

五 漁業願の却下處分に付き法律上一定の期間無きを以て其處分遅延の爲め出願者に不利益を生ずることあるも之を以て其處分を違法なりと云ふを得ず(一〇〇號、二七頁、三五、二、一七日、行政)

六 漁場の區域漁業權の範圍又は漁業の方法に付き漁業者間に争ひあるときは當事者は行政官廳に其裁判を申請すべきものなることは明治三十四年法律第三十四號漁業法第二十五條の規定に依り明らかならば司法裁判所に向つて判決を請求すること能はざるものとす(一三四號、八頁、三六、三、二四日、東京控訴)

七 新法律の制定に依り舊法則を變更若くは取消され之が爲めに權利に消長を來たしたるときは縱しや舊法則の行はれし當時訴訟が權利拘束と爲り如何なる裁判所に繫屬中と雖も別に移り替はりの法の設け無き限りは其判決を爲す當時の法律に従ひ裁判を爲すを本則とす故に漁業法實施前に於ては司法裁判所の管轄に屬せしも同法實施後に於ては行政裁判所の管轄に屬

すべきときは無訴權の理由を以て之を却下せざるべからず(二〇〇號、一二頁、三七、二、二九、月大審)

八 漁場の區域漁業權の範圍若くは漁業の方法が争の目的たる場合に於ける裁定は行政官廳の權に屬し其裁定は一の行政處分なり故に斯かる爭議に關して國家の救濟を求めんと欲する者は行政官廳に對して裁決を申請し其裁判に不服なるときは行政裁判所に出訴すべきものとす(二六七號、七頁、氣仙沼區)

九 漁業權は相續讓渡共有及貸付の目的とすることを得るものなれば漁業權若くは其共有持分を賃料を取りて他人に貸付する場合には民法の賃貸借と類似し居るが故に民法上の賃貸借の規定を準用するものなり(四一六號、一〇頁、四〇、三、一六日、大審)

取引所法

一 取引所法に所謂仲買人が他人より賣買の委託を受け取引所に於て取引を爲す場合は決して委託者の代理人として取引するにあらず取引の當事者たるものは委託者にあらずして仲買人自身なるを以て其取引に因りて直接に權利を行ひ義務を負担するものも亦仲買人なりとす

取引所法

(一號、九頁、東京地方)

二 仲買人が取引所に於て賣買取引を爲したる場合に於て其取引に關し取引所に對し一切の責任を負ふものは獨り仲買人のみにして仲買人の委託者即ち客先きなるものは取引所に對し毫も責任を負はざること明なりとす從て取引所に於ける取引に關しては仲買人の委託者と取引所との間には何等の關係を生ずべきものにあらず(一號、九頁、東京控訴)

三 取引所の仲買人が委託者の承諾を得ずして轉賣若しくは買戻しを爲したる後委任者に對し其承諾を求むるも委任者が之を承諾せざるに於ては其轉賣若しくは買戻しは委任者に對抗することを得ず此場合に於て仲買人が初より賣建又は買建を爲すは商慣習の認むる所なり(四四號、二五頁、三四、五、四日、大審)

四 取引所仲買人は賣主又は買主の委託に依り其取引を爲す當時の相場若しくは指直に従ひ賣込又は買付を爲すものなるが故に同一の仲買人が賣主買主双方の行爲を攝行するも賣買の法則其他の法令に牴觸するものにあらざるを以て素より有效なりとす(九一號、二六頁、三五、五、七日、大審)

五 注文者と仲買人との關係は一種特別の關係なるを以て普通委任の法則のみに依り之を定む

ることを得ず從つて仲買人が注文者の意思に反して勝手に解合を爲したるときは仲買人は注文者に對して自ら履行の責に任すべきものとす(一〇一號、二五頁、三五、七、五日、大審)

六 取引所仲買人は他人の注文に因りて取引を爲すときは其注文者との間に一種の委任關係を有すと雖も取引所に於ては自己の名義及び責任を以て取引を爲すものなるを以て取引所及び取引の相手方に對しては別箇の關係を保つものとす(二八九號、一三頁、三八、五、二三日、大審)

七 取引所の仲買人が客の注文を受け乍ら其注文を正式に取引所に調べることを爲さずして注文者に對しては之を調べたるもの、如く報告し置き其後時宜に依り之を補充する行爲(俗に所謂「のみ」と云ふ)は公の秩序又は善良の風俗に反するものにあらず(三三五號、二二頁、三八、三、二六日、大審)

八 株式定期取引所の仲買人が委託者より受取りたる證據金は取引の結果生ずることあるべき損失を擔保するものなり故に委託者が證據金代用として株券を仲買人に交付したるときは仲買人は該取引に因りて生じたる損失の補償あるまで該證據金の代用として受取りたる株券の返還を拒絶することを得べきは當然なり(四七六號、一三頁、四〇年、大阪控訴)

取引所法 訴願法 醫師法 農工銀行法 官吏

訴願法

一 村長の選舉に關しては法令に訴願及び訴訟を許す規定無きを以て之を許さず(六九號、二六頁、三四、一一、二〇日、行政)

醫師法

一 醫行為は按摩術を包含せず(一九四號、一六頁、三七、二月、松江地方)

農工銀行法

一 農工銀行法第四十四條第三項但書の趣旨は監理官は其資格にて議決に加はることを得ずと云ふに過ぎずして株主たるの資格を以て株主の權利を行使する場合をも制限したるものにあらず(六八號、一五頁、三四、一〇、二八日、大審)

官吏

一 任官又は補職の効力は辭令又は通知を受けて始めて發生するものにして官報に依り本人が了知したりとするも其の効力は發生するものにあらず(四五三號、七頁、四〇、九、一三日、大審刑)

二 官吏の處置にして違法ならんには之れを國家の行爲と認むべからず既に國家自己の行爲にあらずとせば其違法の處置の爲め或者の損害を惹起することあるも國家は之に對し賠償の責に任すべきものにあらず(一四四號、一五頁、大審)

三 官吏の違法行爲と雖も官吏の權限内の行爲に對しては國家は賠償の責に任ぜざるべからず(一八四號、一二頁、松原法學士說)

四 官吏が公法上の行爲に關し故意又は過失に因りて一人に被むらしめたる損害を賠償するの責任は法規に特に規定ある場合の外其責任なしと論斷するを相當とす(三三一號、五頁、大阪控訴)(三三八號、七頁、三八、一二、一九日、大阪控訴)

五 國家は特別の明文ある場合の外は其機關が公法に基きて爲したる行政行爲に付ては假令其取扱上不當若くは過失の點ありて私人に損害を生ぜしめたることありとするも之が賠償の責任あるものにあらず(四五三號、六頁、四〇、九、二〇日、長崎地方)

官吏恩給法

- 一 官吏恩給法第十六條の規定は一般恩給請求に適用すべき規定なることは明文上疑ひ無きを以て一旦退官の後再び任官奉職の者に對しても尙之を適用すべき規定なりと解釋せざるべからず（九三號、二二頁、行政）
- 二 官吏恩給年限を計算するに當り退官及再任が同月中に行はれたるも其一ヶ月を重複に計算して二ヶ月と爲すべきものにあらず（一〇一號、二六頁、三五、四、二六日、行政）

諸布告

明治六年布告第十八號

- 一 明治六年第十八號布告第九條は町村戸長の奥書並に割印なきときは公證の效を生ぜざるものと解釋すべきものとす（七四號、二六頁、三四、一一、二六日、大審）
- 府縣稅賦課方に就て
- 二 一府縣内の甲村に本籍を有し二戸を構へたるものが乙村にも又二戸を構へ家族の一部を寄

留せしめたる場合に於て甲乙兩村が其全財産を標準として府縣稅戶數割を賦課するは不法なりとす（一〇〇號、二七頁、三五、二、一四日、行政）

明治二十六年大藏省令第二十號

- 一 明治二十六年大藏省令第二十號は金錢及有價證券の受渡しは必ず金庫に於て取扱はざるべからざる旨を規定したるに非らずして取扱官廳に於ては或は金錢又は有價證券の現品を自ら受渡したる上其官廳より之を金庫に寄托する事を得べく或は納付者をして現品を金庫に寄托せしめ金庫の保管證書を差出さしめて納付の手續を終了することを得べき規定なり（二一號、六頁、三四、一、一五日、名古屋控訴）

歩一稅賦課

- 一 會社の合併に依る所有權の移轉も一種の移轉方法に外ならざれば京都市歩一稅賦課條例に所謂讓與なる語に於ても特に右の場合に於ける移轉を除外する理由無し（一〇一號、二六頁、三五、五、二六日、行政）

明治十一年司法省達丁第九號

- 一 明治十一年司法省達丁第九號裁判執行に付ての出訴期限は明治六年布告第三百六十二號出

諸布告

訴期限規則の附随として設けられたる訓示の規定なれば右主たる出訴期限と同時に廢止せられたるものと見るを相當とす（民法施行法第九條第十號參照）（二九五號、一九頁、今村信行氏説）

國を代表する規定

一 縣知事が縣を代表して民事訴訟を爲すに付ては特別の法規あらざるを以て其所屬の官吏を指定して之が代表を爲さしむることを得ず（一〇一號、七頁、東京控訴）

町會議員失職決定の當否

一 滯納處分にして不當なりとするも其取消されざる以上は之に基き與へたる町會議員失職の決定を違法なりと云ふを得ず（一〇四號、二五頁、三五、五、三〇日、行政）

行政處分に基く私法上の權利に由る請求の裁判管轄

一 行政處分に依る被處分者が直接若くは間接に行政行為の取消又は變更を求め又は同行爲に依り私法上の權利を侵害されたりと主張する如き訴訟にあらずして被處分者以外の者が其行爲に因り私法上の權利を侵害されたりと主張する如き訴訟は其原因とする所私法關係にあるを以て其性質民事訴訟なるに因り法令を以て特に之を司法裁判所の權限より除外せざる以上

は司法裁判所に於て之を受理裁判すべきは當然なり（三八、五、二日、大審）

講事廢滅の効果

一 縣令に據り一旦廢滅したる講事は假令其縣令が廢止となるも夫れが爲めに更に復活するものにあらず（二號、一〇頁、東京控訴）

僧侶任免黜陟に關する裁判籍

一 僧侶の任免黜陟に關する事項は民事として通常裁判所に於て裁判すべきものにあらず（四號、八頁、東京地方）

二 寺院の住職任命は固より民法上の行爲に出づるものに非らざれば隨て其當否を判決するが如きは司法裁判所の裁判權に屬せず（二九號、一三頁、高松地方丸龜支部）

明治六年第三十六號布告の年齢計算方

一 明治六年第三十六號布告に従ひ年を數ふるには月を以てすべく日を以て數ふべきものにあらず（六六號、一〇頁、三四、一一、六日、鳥取地方米子支部）

郡長の許可を受けたる村内の申合せ規則

一 行政處分なるものは行政官吏が行政法則の範圍内に於て爲す處分を指すものなれば村内の

申合せ規則に依り爲したる行爲の如きは假令郡長の許可を得て爲したればとて行政處分と爲すことを得ず(六八號、二六頁、三四、一〇、二五日、大審)

明治十三年太政官布告第十七號

明治十三年太政官布告第十七號に規定せられある特種の税目は法律上特に規定せられざる以上は其税目に依り何人に賦課するも差支無し(六九號、二五頁、三四、一一、一日、行政)

水利組合規約認可に對する行政訴訟の件

知事の爲したる水利組合規約の認可に關し行政訴訟を許すの法令無きを以て之に對して行政訴訟を提起するを得ず(六九號、二五頁、三四、一一、一日、行政)

山役米は正税と云ふを得ざるの件

山役米は土地其ものに對する租税にあらざるを普通とす故に他に立證無き限りは之を以て直ちに正税なりと云ふを得ず(六九號、二六頁、三四、一二、四日、行政)

明治八年布告第百二號

明治八年布告第百二號は金銭以外の貸借に適用すべきものにあらず(一〇二號、六頁、三五、六、二〇日、大阪控訴)

二 明治八年布告第百二號は金穀貸借の保證人に關してのみ適用すべき規定にして金穀以外の貸借に關する保證人に對して適用すべきものにあらず故に醬油膠の消費貸借に本號を適用することを得ず(一一六號、一九頁、三五年、大審)

教部省達第四十五號

一 教部省達第四十五號は寺院の不動産に對し抵當權を設定する場合に關する規定にして單純なる債權の效力に關する場合に適用すべきものにあらず(一〇四號、六頁、三五、八、一八日、東京控訴)

寺院が金銭を借り入るる場合の件

一 寺院が單に金銭を借入る、場合に官廳の許可を要すべき旨の法令あること無し(一〇四號、六頁、三五、八、一八日、東京控訴)

明治十年布告第四十三號

一 明治十年第四十三號布告に所謂檀家と協議すべき規定の趣旨は寺院と檀家との内部關係を規定したるに過ぎざれば縱令檀家との協議無かりしとするも外部關係貸借をも無効とするを得ず(一〇四號、六頁、三五、八、一八日、東京控訴)

- 二 寺院が其寺附の地所を抵當に差入るゝに付ては必ず檀家總代二名以上の連署を爲さしむるを以て取引上の要件とす従つて寺院が其寺附の地所を賣却する場合に於ても亦檀家總代二名以上の連署あるを要す(四二八號、六頁、四〇、五、九日、東京地方)
- 三 寺院に於て金穀を借り入るには必ず檀家總代二名以上の連署を要するを以て檀家總代二名以上の連署者くは承諾無き住職の負債は法律上住職一己の負債と看做さざるを得ざるものとす(三八號、一三頁、三四、五、二三日、東京控訴)
- 四 檀家總代の連署を要するも檀家無き場合に於ては信徒總代二名以上の連署を以て足るものとす(四三二號、一六頁、四〇、五、二〇日、大審)
- 五 寺院が寺院付屬の宅地に對し地上權を設定せんとするには地方廳の許可を受くることを要す然るに該許可無き地上權の設定は無効なり(四七六號、一五頁、東京地方)

明治二十六年勅令第七十四號

- 一 明治二十六年勅令第七十四號は商法第二十六條第二項の規定と何等の關係無し(九二號、二六頁、三五、五、一四日、大審)

電話加入權

- 一 電話加入權は電話機に對する物權若くは之に關する債權にあらずして國家が電話に關し公共の目的の爲めに供する設備の全體即ち公の營造物を使用する特別の財産權なり(四二〇號、七頁、四〇、三、二八日、東京區)

徵發に因る賠償請求權

- 一 徵發に因る賠償請求權は國家合法の權力行爲を原因として發生する公法上の債權にして彼の不法行爲を原因とする私法上の損害賠償請求權とは全然其性質を異にするものなるが故に特別の明文あらざる限り普通裁判所に斯る權利救済を與ふるの權限無きものとす(四二〇號、八頁、大阪地方)

戸數割賦課

- 一 戸數割なるものは戸主家族本籍寄留を問はず毎戸の現住者即ち竈を異にして居を占むる者に對し賦課徵收すべきものなり故に若干の賄料を支辨して他人方に同居滞在するに止まる者には賦課すべきものにあらず(二〇號、一〇頁、三七、四、二五日、行政)(三三二號、一六頁、三八、一一、二九日、行政)
- 二 戸數割は旅人宿に若干の宿料を支拂ひ宿泊滞在するが如き人に課することを得ず(四三六

判決要録

七九八

號、一四頁、四〇、五、二〇日、行政)
三 出訴期限を經過せる訴訟は受理すべきものにあらず(二六二號、一二頁、三七、一二、五日、行政)

判決要録 (第一卷畢)

明治四十一年八月二十日印
明治四十一年八月廿三日發
明治四十三年八月十日訂正五版印刷
明治四十三年八月十五日訂正五版發行

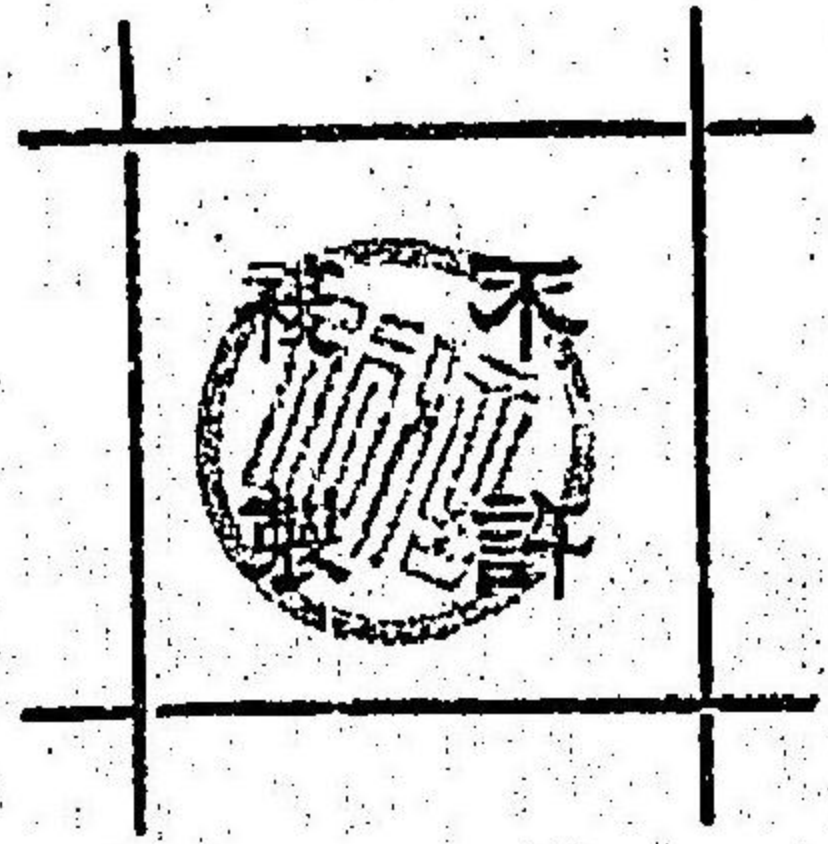
判決要録第一卷奥附
定價金壹圓五拾錢

著者 塚越翁太郎

發行者 東京市日本橋區本銀町四丁目九番地
山川金五郎

印刷人 東京市本所區番場町四番地
岡功

印刷所 東京市本所區番場町四番地
凸版印刷本所分工場
株式會社



發行所

法律新聞社

法律新聞社
編纂

判決要録 第二卷

定價一圓五十錢

本卷は明治四十一年二月より本年二月迄の各判例等を集録したるものに係り其特色は右
第一卷發行後に公布されたる諸法令を併せ刑法、裁判所構成法、領事裁判法、刑法施行
法、警察犯處罰令、陸軍刑法、軍機保護法、瀆職法、刑事訴訟法、法例、民法、民法施
行法、建物保護法、出訴期限規則、利息制限法、商法、破産法、商法施行法、商標法、
實用新案法、特許法、民事訴訟法、非訟事件手續法、人事訴訟手續法、競賣法、戶籍法、
不動産登記法、不動産登記法施行細則、諸組合法令、移民保護法、公證人規則、執達吏
手数料規則、鑛業法、漁業法、取引所法、新聞紙法、出版及版權諸法令、煙草專賣法、鹽
專賣法、醫師及藥品諸法令、土地收用法、河川法、肥料取締法、衆議院議員選舉法、府
縣制、北海道諸令、郡制、市制、町村制、地方稅規則、營業稅則、所得稅則、國稅徵收法、酒
類諸稅則、間接國稅犯則者處分法、印紙稅法、相續稅法、非常特別稅法、關稅法、行政裁
判法及訴願法、國有土地森林原野下戻法、國有林野法、森林法、神社寺院に關する法令、
軍人恩給法、雜令等に關する諸判例を錄載せり。

發兌元

東京日本橋區
本銀町四ノ九

法律新聞社

電本五二七番
振替口座東京七六七番

當事務所は益々事務を擴張し専心法律事務に従事仕候殊に刑事上告に就ては新刑法の實施に依り一層奮勵の上

大阪控訴院の判決に對する上告事件は

大阪市東區北濱一丁目七番地(電話一三八六番)

辯護士 法學士 横山 鑛太郎君

名古屋控訴院の判決に對する上告事件は

名古屋市南鍛冶町三番地(電話一〇六七番)

辯護士 小鹽 美之君

長崎控訴院の判決に對する上告事件は

小倉市紺屋町七番地(電話二二九番)

辯護士 高木 祥二郎君

函館控訴院の判決に對する上告事件は

函館區青柳町十四番地

辯護士 江口 淡君

宮城控訴院の判決に對する上告事件は

仙臺市東三番丁百廿五番地(電話七〇九番)

辯護士 野出 銚三郎君

長崎控訴院の判決に對する上告事件は

長崎市本興善町六番地(電話一八六番)

辯護士 小山 吾郎一君

等と協定連絡を通じ上告趣意書の起草及其提出期間の注意被告人の監獄面會等上告辯護の手續に毫末の遺憾なからしめむことを期し候

東京市日本橋區本銀町四丁目九番地

高木益太郎事務所

電話本局特長五百十七番

日 比 谷 書 房

法 律 政 治 書

廉 價

各 種 書 籍 雜 誌

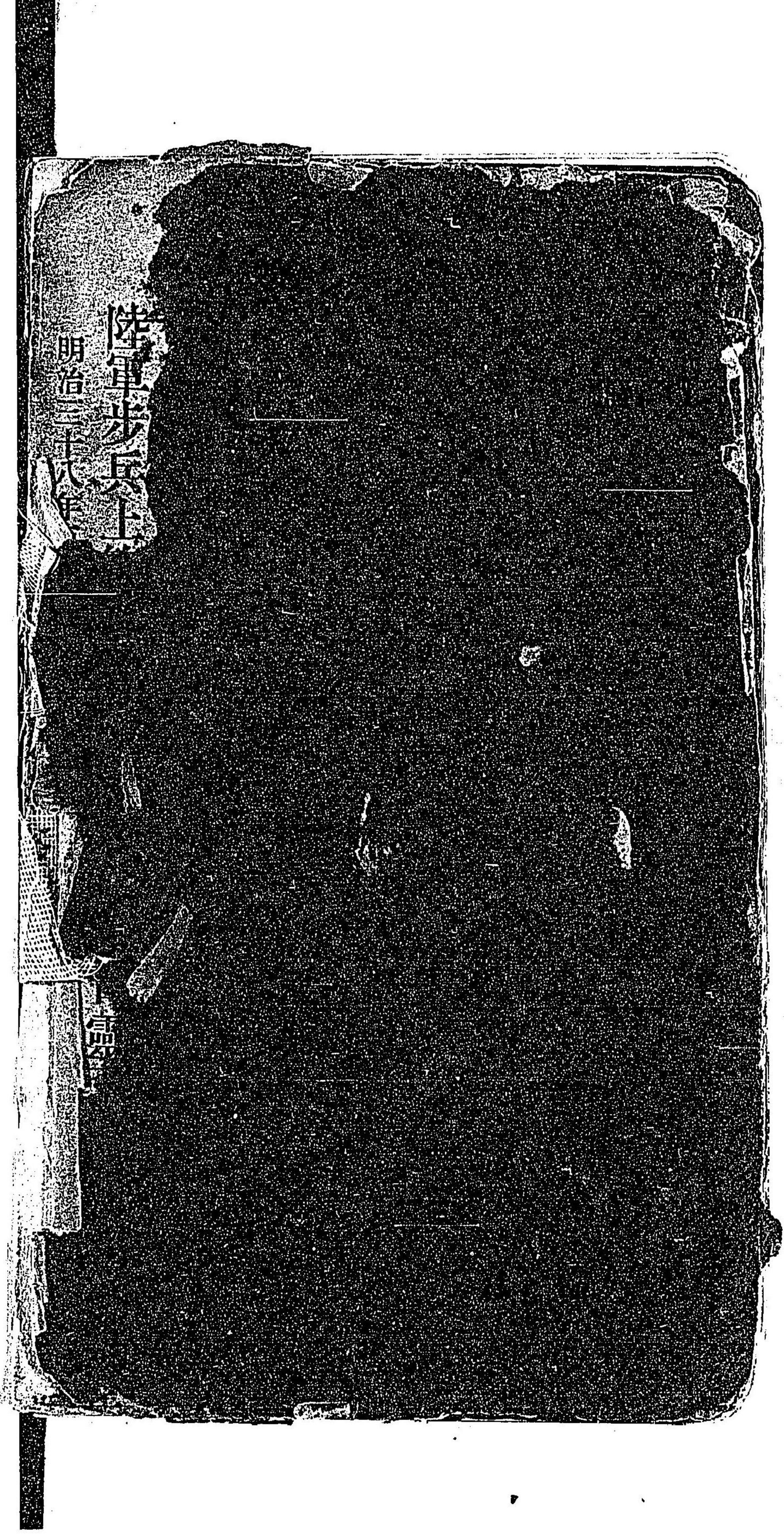
販 賣

社 會 經 濟 書

東 京 芝 罘 區 平 琴 町 壹 番 地
虎 之 門 電 車 停 留 場 前

261

484



陸軍歩兵上
明治二十八年

信